

○厚生労働省告示第四百十七号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）、水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハ並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

本文中「第五十一号」を「第五十二号」に改める。

第五十一号を第五十二号とし、第二十八号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号中「第二十二号、第二十四号、第二十八号及び第二十九号」を「第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号」に改め、同号を第二十八号とし、第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 亜硝酸態窒素 別表第十三に定める方法

別表第1の1を次のように改める。

1 試薬及び培地

- (1) 精製水
- (2) チオ硫酸ナトリウム
- (3) 標準寒天培地

ペプトン（カゼインのパンクレアチン水解物）5 g、粉末酵母エキス2.5 g、ブドウ糖1 g及び粉末寒天15 gを精製水約900mlに加熱溶解させ、滅菌後のpH値が6.9～7.1となるように調整した後、精製水を加えて1Lとし、高圧蒸気滅菌したもの

別表第2の1中「1 培地」を「1 試薬及び培地」に改め、(4)を(7)とし、(1)から(3)までを(4)から(6)までとし、(4)の前に次のように加える。

- (1) 精製水
  - (2) チオ硫酸ナトリウム
  - (3) エチルアルコール
- 別表第3の1中(8)を(10)とし、(1)から(7)までを(3)から(9)までとし、(3)の前に次のように加える。
- (1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

別表第4の1(4)中「別表第3の1(8)」を「別表第3の1(10)」に改め、同(4)を同(6)とし、同(3)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(3)を同(5)とし、同(2)を同(4)とし、同(1)を同(3)とし、同(3)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

別表第5の1中(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、同表の1(8)中「別表第4の1(4)」を「別表第4の1(6)」に改め、同(8)を同(10)とし、同(7)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」とし、「別表第4の1(3)」を「別表第4の1(5)」に改め、同(7)を同(9)とし、同(3)から(6)までを同(5)から(8)までとし、同(2)を同(3)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 硝酸

別表第5の1中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第6の1中(13)を(15)とし、(10)から(12)までを(12)から(14)までとし、同(9)中「別表第3の1(7)」を

「別表第3の1(9)」に、「別表第5の1(7)」を「別表第5の1(9)」に、「別表第4の1(3)」を「別表第4の1(5)」に改め、同(9)を同(11)とし、同(3)から(8)までを同(5)から(10)までとし、同(2)を同(3)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 硝酸

別表第6の1中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第7の1中(6)を(10)とし、(3)から(5)までを(7)から(9)までとし、(2)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 硫酸

(6) 窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

別表第7の1中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

別表第8の1(6)中「別表第3の1(8)」を「別表第3の1(10)」に改め、同(6)を同(9)とし、同(5)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(5)を同(8)とし、同(4)を同(7)とし、同(3)を同(6)とし、同(2)を同(4)とし、同(4)の次に次のように加える。

(5) 水酸化ナトリウム

別表第8の1中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

別表第9の1(6)中「別表第3の1(8)」を「別表第3の1(10)」に改め、同(6)を同(9)とし、同(5)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(5)を同(8)とし、同(4)を同(7)とし、同(3)中「別表第8の1(3)」を「別表第8の1(6)」に改め、同(3)を同(6)とし、同(2)を同(4)とし、同(4)の次に次のように加える。

(5) 水酸化ナトリウム

別表第9の1中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 精製水

別表第8の1(1)の例による。

(2) 硝酸

別表第10の1(10)中「別表第3の1(8)」を「別表第3の1(10)」に改め、同(10)を同(13)とし、同(9)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(9)を同(12)とし、同(8)を同(11)とし、同(7)を同(10)とし、同(6)中「別表第8の1(3)」を「別表第8の1(6)」に改め、同(6)を同(9)とし、同(5)を同(7)とし、同(7)の次に次のように加える。

(8) 水酸化ナトリウム

別表第10の1中(4)を(6)とし、(1)から(3)までを(3)から(5)までとし、(3)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

別表第10の5中「ヨウ化カリウム溶液」のトコロ「(20w/v%)」を加える。

別表第11の1(8)中「別表第3の1(8)」を「別表第3の1(10)」に改め、同(8)を同(13)とし、同(7)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(7)を同(12)とし、同(6)を同(11)とし、同(5)を同(10)とし、同(4)中「別表第8の1(3)」を「別表第8の1(6)」に改め、同(4)を同(9)とし、同(3)を同(7)とし、同(7)の次に次のように加える。

(8) 水酸化ナトリウム

別表第11の1中(2)を(6)とし、(1)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第10の1(1)の例による。

(2)硝酸

(3)硫酸 (1+1)

(4)過マンガン酸カリウム溶液 (3 w / v %)

別表第11の5中「ヨウ化カリウム溶液」の下に「(20 w / v %)」を加える。

別表第12の1中(17)を(20)とし、(10)から(16)までを(13)から(19)までとし、(9)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)水酸化ナトリウム溶液 (4 w / v %)

(12)アセトン

測定対象成分を含まないもの

別表第12の1中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7)N, N-ジメチルホルムアミド

測定対象成分を含まないもの

別表第13中「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにフッ素及び塩化物イオン」を「亜硝酸態窒素

、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素並びに塩化物イオン」に改め、同表の1中(8)を(9)とし、(2)から(7)まじを(3)から(8)まじとし、(1)の次に次のように加える。

(2)エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)

エチレンジアミン2.5gを精製水に溶かして50mlとしたもの

この溶液は、冷暗所に保存し、1か月以上を経過したものは使用してはならない。

別表第13の3に後段として次のように加える。

なお、残留塩素が含まれている場合には、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1mlを加える。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができる。

別表第13の4(1)の表1亜硝酸態窒素の項中「0.01〜1」を「0.004〜0.4」に改める。

別表第14の1中(7)を(8)とし、(3)から(6)まじを(4)から(7)まじとし、(2)の次に次のように加える。

(3)アスコルビン酸ナトリウム

別表第14の2(4)表中「ヘリウムガス」のトビ「又はこれと同程度の感度を得られるもの」を加える。

別表第15の1(8)中「別表第14の1(7)」を「別表第14の1(8)」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)中「別表第14の1(6)」を「別表第14の1(7)」に改め、同(7)を同(8)とし、同(9)中「別表第14の1(5)」

を「別表第14の1(6)」に改め、同(6)を同(7)とし、同(5)を同(6)とし、同(4)中「別表第14の1(3)」を「別表第14の1(4)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) アスコルビン酸ナトリウム

別表第15の2(11)ア中「できるものを」「できるもの」に改める。

別表第16の1(1)、(2)及び(3)中「1, 4-ジチオキサソ」を「測定対象成分」に改め、同(7)を同(8)とし、同(4)から(6)までを同(5)から(7)までとし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

別表第16の2の1(2)中「エチレンジアミン2.5gを精製水に溶かして50mlとしたもの」を「別表第13の1(2)の例による。」に改める。

別表第16の2の1中(12)を(16)とし、(11)を(15)とし、同(10)中「別表第19の1(6)」を「別表第19の1(10)」に改め、同(10)を同(14)とし、同(9)中「別表第19の1(5)」を「別表第19の1(9)」に改め、同(9)を同(13)とし、同(8)を同(12)とし、同(7)中「別表第19の1(3)」を「別表第19の1(6)」に改め、同(7)を同(11)とし、同(6)の次に次のように加える。

(7) 塩酸

(8) ヨウ化カリウム

(9)炭酸ナトリウム (無水)

(10)イソアミルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第16の2の3中「ヒチンジアミン溶液」の下に「(50mg/ml)」を加える。

別表第17の1中(10)を(13)とし、(5)から(9)までを(8)から(12)までとし、(4)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7)無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

別表第17の1中(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)アスコルビン酸ナトリウム

別表第17の2の1(6)中「別表第17の1(10)」を「別表第17の1(13)」に改め、同(6)を同(7)とし、

同(5)中「別表第17の1(9)」を「別表第17の1(12)」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)を同(5)とし、同

(3)中「別表第17の1(5)」を「別表第17の1(8)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第17の1

(4)」を「別表第17の1(6)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2) アスコルビン酸ナトリウム

別表第17の2の4(2)の表1中「2(3)H①」を「2(4)H①」に、「2(3)H②」を「2(4)H②」に改める。

別表第19の1中(15)を(22)とし、(14)を(21)とし、(13)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中(12)を(18)とし、(11)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) へキサジン

測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中(10)を(15)とし、(9)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

別表第19の1中(4)から(8)までを(8)から(12)までとし、(3)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) ヨウ化カリウム

別表第19の1中(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 炭酸ナトリウム (無水)

(5) イソアミルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第19の1(1)の次に次のように加える。

(2) アセトン

測定対象成分を含まないもの

別表第20の1中(7)を(9)とし、同(6)中「別表第4の1(3)」を「別表第4の1(5)」に改め、同(6)を同(8)とし、同(5)中「別表第4の1(3)」を「別表第4の1(5)」に改め、同(5)を同(7)とし、同(4)中「別表第3の1(7)」を「別表第3の1(9)」に改め、同(4)を同(6)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 硝酸 (1 + 1)

(5) 硝酸 (1 + 160)

別表第20の2(2)ア中「ポニマー系洗剤」を「ポニマー系洗剤」に改める。

別表第21の1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同(2)中「別表第12の1(13)」を「別表第12の1(16)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第22の1中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)塩酸ヒドロキシシアミン

(7)エチルアルコール (95V/V%)

測定対象成分を含まないもの

別表第22の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第22の3中「10W/V%」を「10M/V%」に改める。

別表第23中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

## 1 試薬

精製水

別表第24の1中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

別表第24の1中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第24の1(1)を次のように改める。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第25の1(2)を次のように改める。

(2)アスコルビン酸ナトリウム

別表第25の2(3)エ中「例による」を「例による。」に改める。

別表第26の1中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを(4)から(7)までとし、同(2)中「別表第25の1(2)の例による。」を「測定対象成分を含まないもの」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2)アスコルビン酸ナトリウム

別表第26の2(11)ア中「別表第15の2(9)ア」を「別表第15の2(11)ア」に改める。

別表第27の1中(7)を(9)とし、(4)から(6)までを(6)から(8)までとし、(3)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

別表第27の1中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)アスコルビン酸ナトリウム

別表第27の2の1中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを(4)から(7)までとし、同(2)中「別表第25の1(2)」を「別表第26の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2)アスコルビン酸ナトリウム

別表第28の1中(9)を(11)とし、(4)から(8)までを(6)から(10)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

(5)トルエン

測定対象成分を含まないもの

別表第28の1(1)から(3)までを次のように改める。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %)

(3)メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第28の2の1(10)中「別表第28の1(9)」を「別表第28の1(11)」に改め、同(10)を同(12)とし、同(6)中「別表第28の1(8)」を「別表第28の1(10)」に改め、同(9)を同(11)とし、同(8)中「別表第28の1(7)」を「別表第28の1(9)」に改め、同(8)を同(10)とし、同(7)を同(9)とし、同(6)を同(8)とし、同(5)中「別表第28の1(4)」を「別表第28の1(6)」に改め、同(5)を同(7)とし、同(4)の次に次のように加える。

(5)窒素ガス

別表第28の1(4)の例による。

(6)トルエン

別表第28の1(5)の例による。

別表第28の2の1(1)から(4)までを次のように改める。

(1)精製水

別表第28の1(1)の例による。

(2)亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %)

(3)メチルアルコール

別表第28の1(3)の例による。

(4)四ホウ酸ナトリウム溶液 (0.01mol / L)

別表第29の1中(17)を(24)とし、(16)を(23)とし、(15)を(22)とし、同(14)中「別表第19の1(6)」を「別表第19の1(10)」に改め、同(14)を同(21)とし、同(13)を同(20)とし、同(12)中「別表第19の1(3)」を「別表第19の1(6)」に改め、同(12)を同(19)とし、同(11)中「別表第19の1(5)」を「別表第19の1(9)」に改め、同(11)を同(16)とし、同(16)の次に次のように加える。

(17)炭酸ナトリウム (無水)

(18)イソアミルアルコール

測定対象成分を含まないもの

別表第29の1中(10)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15)ヨウ化カリウム

別表第29の1中(9)を(13)とし、(8)を(12)とし、(7)を(11)とし、(6)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)塩酸

(9)空気又は窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

(10)無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

別表第29の1中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) アスコルビン酸ナトリウム

別表第29の2(3)へ中「別表第15の2(9)ア」を「別表第15の2(11)ア」に改める。

別表第29の4(1)中「測定対象成分を含まない」を削る。

別表第31の1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 無炭酸精製水

精製水を約5分間煮沸して二酸化炭素及び炭酸を除いた後、空気中から二酸化炭素を吸収しないように常温まで放冷したもの又はこれと同程度の品質を有するもの

別表第31の1(1)を次のように改める。

(1) 精製水

別表第32の1(4)中「別表第31の1(4)」を「別表第31の1(5)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「別表第31の1(3)」を「別表第31の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第31の1(2)」を「別表第31の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2) 無炭酸精製水

別表第31の1(2)の例による。

別表第32の1(1)を次のように改める。

(1) 精製水

別表第33の3中「精製水」を「無臭味水」に、「上記2」を「上記3」に改め、同3を同4とし、同2を同3とし、同1を同2とし、同2の前に次のように加える。

1 試薬

(1) 精製水

(2) 粒状活性炭

(3) 無臭味水

精製水を粒状活性炭1L当たり毎分100〜200mlで通したものと又はこれと同程度の品質を有するもの

別表第34の3中「精製水」を「無臭味水」に、「上記2」を「上記3」に改め、同3を同4とし、同2を同3とし、同1中「別表第33の1」を「別表第33の2」に改め、同1を同2とし、同2の前に次のように加える。

1 試薬

(1) 精製水

(2) 粒状活性炭

(3) 無臭味水

別表第33の1(3)の例による。

別表第35の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第36の1(2)中「別表第35の1(2)」を「別表第35の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第35の1(1)」を「別表第35の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第35の1(1)の例による。

別表第37の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同(1)中「別表第35の1(1)」を「別表第35の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第38の1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第39の1(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」

を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第38の1(1)の例による。

別表第40の1中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第41の1(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第38の1(1)の例による。

別表第42の1(5)中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1

(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第43の1(5)中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

別表第44の1(5)中「別表第40の1(5)」を「別表第40の1(6)」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)中「別表第40の1(4)」を「別表第40の1(5)」に改め、同(4)を(5)とし、同(3)中「別表第38の1(3)」を「別表第38の1(4)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「別表第38の1(2)」を「別表第38の1(3)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「別表第38の1(1)」を「別表第38の1(2)」に改め、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次のように加える。

(1)精製水

第二 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2の3の表六価クロム化合物の項の次に次の一項を加える。

亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)
--------	--------------------

第2の3の表1, 2—ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の一項を加える。

1, 2—ジクロロエタン	PT—GC—MS法又はHS—GC—MS法
--------------	----------------------

第2の3の表エピクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の一項を加える。

エピクロロヒドリン	PT—GC—MS法
-----------	-----------

第2の3の表2, 4—トルエンジアミンの項及び2, 6—トルエンジアミンの項を削り、同表スチレンの項の次に次の二項を加える。

2, 4—トルエンジアミン	固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法 (以下「固相抽出—GC—MS法」という。)
2, 6—トルエンジアミン	固相抽出—GC—MS法

第三 資機材等の材質に関する試験 (平成十二年厚生省告示第四十五号) の一部を次のように改正する。

3の表六価クロム化合物の項の次に次の一項を加える。

亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)
--------	--------------------

3の表1, 2—ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の一項を加える。

1, 2—ジクロロエタン	PT—GC—MS法又はHS—GC—MS法
--------------	----------------------

3の表エピクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の一項を加える。

エピクロロヒドリン	PT—GC—MS法
-----------	-----------

3の表2, 4—トルエンジアミンの項及び2, 6—トルエンジアミンの項を削る。

3の表スチレンの項、1, 2—ブタジエンの項及び1, 3—ブタジエンの項を削り、同表N, N—ジメチルアニリンの項の次に次の五項を加える。

スチレン	PT—GC—MS法又はHS—GC—MS法
2, 4—トルエンジアミン	固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法 (以下「固相抽出—GC—MS法」という。)
2, 6—トルエンジアミン	固相抽出—GC—MS法
1, 2—ブタジエン	PT—GC—MS法又はHS—GC—MS法
1, 3—ブタジエン	PT—GC—MS法又はHS—GC—MS法